

平成27年度被災者健康・生活支援総合交付金（第1回）  
の交付可能額通知について

平成27年度被災者健康・生活支援総合交付金（第1回）について、本日、以下のとおり交付可能額を通知する。

1. 交付可能額について

被災3県をはじめ、35自治体から提出された事業計画に対して行う交付可能額は以下のとおり。

事業費 5,071百万円、 国費 5,035百万円

※計数は精査の結果、今後変動があり得る。自治体別は別添1のとおり。

2. 主な事業（計数は交付可能額）

<見守り関連>

①地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業

- ・生活支援相談員の配置
- ・自治会など地域コミュニティ組織による活動支援
- ・県外避難者支援を行う団体等への助成〔福島県〕 等

≪2,311百万円（28事業）≫

<子ども支援関連>

②被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業

- ・仮設住宅等の子育て家庭への訪問支援〔福島県〕
- ・仮設住宅の集会場等での遊び支援〔福島県〕
- ・子育て支援施設等への遊具設置、子育てイベントの開催  
〔岩手県、宮城県、福島県、郡山市、いわき市〕
- ・親を亡くした子ども等への相談援助〔岩手県、宮城県、仙台市、福島県〕
- ・保育所等の給食の放射能検査〔宮城県、福島県、郡山市、いわき市〕
- ・保育料等の減免〔18都県、9市〕

≪2,399百万円（37事業）≫

③福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業

- ・県内の小・中学校等での自然体験活動や交流活動の支援〔福島県〕

≪324百万円（1事業）≫

《別添資料》

- ・別添1：平成27年度被災者健康・生活支援総合交付金（第1回）自治体別交付可能額
- ・別添2：被災者健康・生活支援総合交付金の概要

本件連絡先：

（復興庁被災者支援班）

参事官：牛島

担当：諏訪、北中

電話：03-5545-7481

平成27年度被災者健康・生活支援総合交付金(第1回) 自治体別交付可能額

<別添1>

(単位:千円)

	交付可能額【国費】	事業別		
		①地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業	②被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業	③福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業
1 北海道	862		862	
2 青森県	51		51	
3 岩手県	563,332	188,773	374,559	
4 宮古市	48,583	48,583		
5 大船渡市	2,488	2,488		
6 釜石市	28,156	28,156		
7 奥州市	14,000	14,000		
8 岩泉町	5,000	5,000		
9 宮城県	1,299,550	794,669	504,881	
10 秋田県	168		168	
11 山形県	81,086	78,414	2,672	
12 福島県	2,275,683	1,024,639	926,576	324,468
13 茨城県	5,909		5,909	
14 埼玉県	3,422		3,422	
15 千葉県	5,778		5,778	
16 東京都	1,838		1,838	
17 新潟県	73,042	70,389	2,653	
18 山梨県	1,948		1,948	
19 長野県	5,333	4,500	833	
20 愛知県	41,900	41,900		
21 鳥取県	1,551		1,551	
22 岡山県	1,726		1,726	
23 山口県	240		240	
24 愛媛県	234		234	
25 札幌市	2,425		2,425	
26 仙台市	223,625		223,625	
27 堺市	1,884		1,884	
28 岡山市	2,919		2,919	
29 函館市	558		558	
30 秋田市	625		625	
31 郡山市	328,205	9,830	318,375	
32 いわき市	11,986		11,986	
33 川越市	252		252	
34 豊橋市	350		350	
35 松山市	414		414	
合計	5,035,123	2,311,341	2,399,314	324,468

(注) 計数は精査の結果、今後変動があり得る。

# 被災者健康・生活支援総合交付金

平成27年度概算決定額 59億円

## 事業概要・目的

○避難生活の長期化や、災害公営住宅等への移転による被災者の分散化など、復興のステージに対応し、被災者支援施策の強化を図るため、復興庁では、総理指示を受け、「被災者の健康・生活支援に関する総合施策（平成26年8月）」（被災者に対する健康・生活支援に関するタスクフォース）を策定。

○こうした状況の下、各被災自治体において、直面する課題・ニーズに的確に対応し、効果的な被災者支援活動を実施できるよう、被災者の健康・生活支援に関する基幹的事業を一括化した「被災者健康・生活支援総合交付金」を創設。

○新たな交付金では、1つの事業計画の下で、被災自治体における「被災者の見守り・コミュニティ形成支援」、「被災した子どもに対する支援」の取組を一体的に支援。

## 事業イメージ・具体例

### I. 被災者の見守り・コミュニティ形成支援

①地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業

生活支援相談員の配置や、地域コミュニティ活動の活性化等を通じて、孤立防止の見守りなど被災者の日常生活を支援



### II. 被災した子どもに対する支援

②被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業

子どものいる家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、遊具の設置や子どもの心身のケアなど、被災した子どもへの総合的な支援を実施

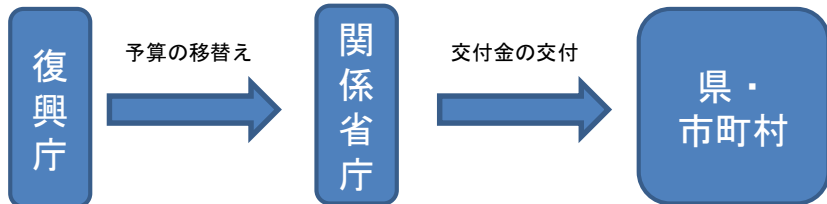


③福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業

福島県内の子供を対象に、学校等が実施する自然体験活動や県外の子供たちとの交流活動を支援



## 資金の流れ



## 期待される効果

○被災者の見守り・コミュニティ形成支援や、被災した子どもへの支援について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援が行われることにより、各地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

# 被災者健康・生活支援総合交付金の事業

## I-①地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業

仮設住宅における避難生活の長期化等を踏まえ、以下のような被災者に対する日常生活支援を総合的に実施。

- ①生活支援相談員の配置等を通じて、被災者のニーズ把握、見守り、日常生活上の相談支援を行うほか、住民相互の交流機会を提供
- ②自治会活動など住民による地域コミュニティ活動の活性化を支援（効果的ノウハウの提供、活動の立ち上げ支援、活動費の助成等し、これらの活動を被災者支援に活用
- ③地域コミュニティ活動と連携した被災者に対する相談支援、孤立防止のための見守り等の日常生活支援
- ④被災者の日常生活支援を行う社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO、自治会など関係団体間の活動内容を調整するための「被災者生活支援調整会議」の開催
- ⑤被災者に対する支援技法に関する研修やメンタルケア等被災者支援に従事する者の活動のバックアップ



## II-①被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業

被災した子どもや子どものいる家庭等に対する心身の健康や生活等に対する総合的な支援を行う。

- ①子ども健やか訪問事業
- ②仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業
- ③遊具の設置や子育てイベントの開催
- ④親を亡くした子ども等への相談・援助事業
- ⑤児童福祉施設等給食安心対策事業
- ⑥保育料等減免事業



## II-②福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、避難生活等により日常生活における制限を余儀なくされている福島県内に在住する子供たちの心身の健全育成を目的に、県内の学校または社会教育団体等が実施する自然体験活動（キャンプ、ハイキング、自然観察、農林漁業体験等）や県外の子供たちとの交流活動を支援する。

- ①学校等体験活動支援事業
- ②社会教育関係団体体験活動支援事業

